

## 狩 猟 の 注 意 事 項

1. 狩猟期間は11月15日から翌年2月15日まで。  
**ただし、ニホンジカ及びイノシシは翌年3月15日まで。（別表1のとおり）  
令和2年度はツキノワグマを狩猟することができません。**
2. 日の出前、日の入り後の銃猟はしないこと。

参考として神戸地区の日の出、日の入りを記していますが、  
銃猟の際は、新聞等で時刻を確認してください。

年月日	時刻	日 出	日 入 り
令和2年11月15日		6時33分	16時54分
〃 11月25日		6時42分	16時50分
〃 12月 1日		6時48分	16時48分
〃 12月10日		6時55分	16時49分
〃 12月20日		7時 2分	16時52分
令和3年 1月 1日		7時 6分	16時59分
〃 1月10日		7時 7分	17時 7分
〃 1月20日		7時 4分	17時16分
〃 2月 1日		6時58分	17時28分
〃 2月10日		6時50分	17時37分
〃 2月15日		6時45分	17時42分
〃 2月28日		6時30分	17時54分
〃 3月15日		6時10分	18時 7分

3. 狩猟者登録証は猟期が終わってから30日以内に必ず返納してください。
4.  の場所は「オリエンテーリング」や「里山林整備事業」などで人の入り込みがある区域です。狩猟については十分注意してください。
5. 網猟免許及びわな猟免許に係る登録を受けた人は、わな、網の1個又は1張りごとに1字の大きさが縦横1センチメートル以上の文字で住所、氏名、都道府県知事名、登録年度、登録番号を記載した金属製又はプラスチック製の標識をつけてください。
6. ニホンジカ及びイノシシを捕獲する場合に限り、輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなを使用する方法が可能な区域があります。  
**（別表2のとおり）**
7. シカ等の頭数管理を行うために、狩猟者からの捕獲報告を狩猟者登録証による報告のほか「**出猟カレンダー＋生息動向調査**」等による調査も実施しますので、ご協力をお願いします。

# 違反防止のために！！

1. 鳥獣保護区、自然公園特別保護地区、休猟区、公道、公園、社寺境内及び墓地などでは、鳥獣の捕獲が禁止されています。
2. 特定猟具使用禁止区域や住居が集合している地域、広場や駅など多数の人が集まる場所は銃猟が禁止されています。
3. 指定猟法禁止区域においては、鉛製散弾の使用が禁止されています。
4. 銃猟の禁止時間は日の入り後から日の出前までです。日の出・日の入りの時刻を必ず新聞等で確認してください。
5. 弾丸の達する恐れのある人・飼養動物・建物や電車・自動車・船舶などの乗り物などに向かって銃猟することは禁止されています。
6. 垣・さくなどで囲まれた土地、作物のある土地での狩猟は、占有者の承諾が必要です。
7. 次にあげる捕獲方法は禁止されています。

## ●危険防止の目的

- (1) 爆発物、劇薬、毒薬、<sup>すえじゅう</sup>据銃、落とし穴、その他人の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれがあるおわな(例：吊り上げ式くくりわな等)の使用。

## ●狩猟鳥獣保護の目的

- (2) ノウサギ以外の狩猟鳥獣を捕獲するため、はり網を使用する方法(人が操作することによってはり網を動かして捕獲する方法を除く)。
- (3) 口径の長さが10番又はこれより大口径の銃器を使用する方法。
- (4) 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は5ノット以上の速力で航行中のモーターボートの上から銃器を使用する方法。
- (5) 構造の一部として3発以上の実包を装てんすることのできる弾倉のある散弾銃を使用する方法。
- (6) 装薬銃であるライフル銃(ツキノワグマ、ヒグマ、イノシシ及びニホンジカにあっては、口径の長さが5.9ミリメートル以下のライフル銃に限ります。)を使用する方法。
- (7) 空気散弾銃を使用する方法。

- (8) わなによりツキノワグマ、ヒグマ及び狩猟鳥類を捕獲する方法。  
※ツキノワグマが出没する地域では、錯誤捕獲を招くことが無いよう、わなの形状や設置方法等にご注意ください。
- (9) かすみ網、おし、とらばさみ、つりばり、とりもち、矢又はキジ笛などを使用する方法。
- (10) 輪の直径が 12 ミリメートルを超えるくくりわな、締付け防止金具が装着されていないくくりわなを使用する方法。また、イノシシ及びニホンジカを捕獲する場合にあっては、これらに加えて、よりもどしが装着されていないくくりわな、ワイヤの直径が 4 ミリメートル未満であるくくりわなを使用する方法（ただし、洲本市、南あわじ市、淡路市については、ニホンジカ及びイノシシを捕獲する場合に限り、輪の直径が 12 ミリメートルを超えるくくりわなを使用することができます）。
- (11) ヤマドリ及びキジを捕獲するため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法。
- (12) 同時に 31 以上のわなを使用する方法。
- (13) 犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法。

#### ●標識の添付

- (14) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）  
第 62 条第 3 項に規定する標識を付けない網又はわなを使用する方法。
8. 狩猟者の皆さんは、**狩猟者記章を胸部又は帽子につけ、狩猟者登録証の携帯及び提示が義務づけられています**ので、警察官、土地の所有者、鳥獣保護管理員、県の職員などから請求があったときは、狩猟者登録証を提示してください。
9. **狩猟の期間が満了した日から 30 日以内に狩猟者登録証の裏面の報告事項を記載の上、交付を受けた行政庁に返納してください。提出がないときは狩猟免許の停止処分又は 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。**
10. 捕獲した鳥獣は、持ち帰るか、又は、埋設するなど適切に処理してください。

別表 1

ニホンジカ及びイノシシに限り、狩猟できる期間を下記のとおり延長しています。  
(兵庫県下全域)

**ニホンジカ及びイノシシに限り、兵庫県の全ての市町で、狩猟できる期間の終期を2月15日から3月15日まで延長しています。**

別表 2

ニホンジカ及びイノシシを捕獲する場合に限り、くくりわなの輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなを使用する方法の禁止の解除について

下記市町において**ニホンジカ**及び**イノシシ**を捕獲する場合に限り、輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなを使用する方法の禁止を解除しています。

**【対象市町】**

洲本市、南あわじ市、淡路市

## 鳥獣保護区について

県知事が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第28条第1項の規定に基づいて、一定の区域を20年以内の期間（通常は10年）を定めて指定するものです。

### 1. 指定の目的

野生鳥獣の保護・繁殖を図ることを目的としていますが、具体的な目的別に保護区を分類すると、次のようになります。

- ① 森林鳥獣生息地・・・生物多様性の確保を図るため
- ② 大規模鳥獣生息地・・・多様な鳥獣相を保護するため（10,000ha以上の区域）
- ③ 集団渡来地・・・集団で渡来する鳥類を保護するため
- ④ 集団繁殖地・・・集団で繁殖する鳥獣を保護するため
- ⑤ 希少鳥獣生息地・・・レッドリストに挙げられる鳥獣を保護するため
- ⑥ 生息地回廊・・・生息地が分断された鳥獣の移動経路を確保するため
- ⑦ 身近な鳥獣生息地・・・環境教育の場としての利用を図るため

### 2. 区域内での制限

- ① 区域内での鳥獣の捕獲ができません。
- ② 県知事が区域内の立木竹に巣箱、給水、給餌施設等を設けることを土地所有者は拒否できません。

## 特別保護地区について

県知事が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第29条第1項の規定に基づいて、鳥獣保護区の区域内において、ある特定の区域を指定するものです。

### 1. 指定の目的

鳥獣保護区の区域の中でも一定の環境を保持することにより、特に鳥獣の保護繁殖を図る必要のある区域を特別保護地区に指定することとしています。

### 2. 許可を要する行為等

特別保護地区内で次に掲げる行為をしようとする場合は、県知事の許可を受けなければならないこととなっています（管轄する農林〈水産〉振興事務所で許可）。

- ① 水面の埋め立て又は干拓（1haを超える場合）
- ② 立木竹の伐採（ただし、単木択伐、20%以下の間伐、除伐、下刈を除く）
- ③ 工作物の設置（ただし、住宅、及びその付属物、並びに知事の指定する軽微なものを除く）

ただし、県知事が定める軽微な事項（平成11年兵庫県告示第445号）は除きます。

## 休猟区について

県知事が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第34条第1項の規定に基づいて、3年以内の期間（通常は3年）を定めて指定するものです。

### 1. 指定の目的

一定の地域において、減少した狩猟鳥獣の回復、増加を図ることを目的に指定します（狩猟の持続性を求めるため）。

### 2. 区域内での制限

区域内での鳥獣の捕獲ができません。

## 特定猟具使用禁止区域について

県知事が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第35条の規定に基づき、一定の区域を20年以内の期間（通常は10年）を定めて指定するものです。

### 1. 指定の目的

市街、その他人家が密集している場所など、「銃器」または「銃器・くくりわな」による狩猟が危険と思われる地域において指定します。

### 2. 区域内での制限

狩猟期間中は「銃器」または「銃器・くくりわな」による捕獲が禁止されます。（禁止されていない法定猟具による捕獲はできます）

## 指定猟法禁止区域について

県知事が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第15条第1項の規定に基づいて、指定猟法により鳥獣の捕獲等を禁止する区域を指定するものです。指定期間は、限定しないことを原則とします。

### 1. 指定の目的

鳥獣の保護に重大な支障を及ぼす恐れがあると認められる猟法を定め、その指定猟法による鳥獣の捕獲を禁止する区域を指定することにより、狩猟鳥獣のみならず非狩猟鳥獣をも含めた保護を図ります。

### 2. 区域内での制限

指定猟法による鳥獣の捕獲が禁止されます。指定猟法として、水辺域の鉛製散弾の使用を禁止しています。

# 鳥獣行政を取り扱っている機関

事務所名	管轄区域	住所	電話番号
神戸農林振興事務所 森林課	神戸市	〒650-0004 神戸市中央区中山手通 6-1-1	078-361-8554
阪神農林振興事務所 里山・森林課	尼崎市、西宮市、芦屋市、 伊丹市、宝塚市、川西市、 三田市、川辺郡	〒669-1531 三田市天神 1-10-14	079-562-1392
加古川農林水産振興事務所 森林課	明石市、加古川市、 高砂市、加古郡	〒675-8566 加古川市加古川町 寺家町天神木97-1	079-421-9347
加東農林振興事務所 森林課	西脇市、三木市、 小野市、加西市、 加東市、多可郡	〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2	0795-42-9424
姫路農林水産振興事務所 森林課	姫路市、神崎郡	〒670-0947 姫路市東延末 3-12	079-281-9289
光都農林振興事務所 森林第1課	相生市、赤穂市、 赤穂郡、佐用郡、 たつの市、宍粟市、 揖保郡	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25	0791-58-2348
豊岡農林水産振興事務所 森林課	豊岡市、美方郡	〒668-0025 豊岡市幸町 7-11	0796-26-3699
朝来農林振興事務所 森林第2課	養父市、朝来市	〒669-5241 朝来市和田山町東谷 213-96	079-672-6882
丹波農林振興事務所 森林課	丹波篠山市、丹波市	〒669-3309 丹波市柏原町柏原 688	0795-73-3795
洲本農林水産振興事務所 森林課	洲本市、南あわじ市、 淡路市	〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5	0799-26-2103
鳥獣対策課 鳥獣保護管理班		〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-341-7711 (内線 3353)

# 国有林からのお願い

兵庫森林管理署は、兵庫県内の国有林及び官行造林約3万1千haを管理経営しており、年間を通じていろいろな現場で伐採、造林事業や治山、林道工事等の各種事業を行っています。

つきましては、猟銃等による人身事故防止のため、次の点についてご協力をお願いします。

1. 国有林野、官行造林地(以下、「国有林等」という。)の所在地は、表面位置図(凡例参照)のとおりです。また、下欄に掲げるメッシュ番号に該当しています。狩猟予定区域が国有林等に該当するかどうか確認してください。
2. 国有林等に猟銃等による狩猟で入林される場合は、「入林届」が必要となります。入林される方は、原則として3業務日前までには、郵送・FAX・メールのいずれかにより兵庫森林管理署へ提出してください。詳しくは「注意事項」やHPの情報コーナーに掲載しております。  
兵庫森林管理署情報コーナー  
<<http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/hyogo/information.html>>

## 入林届提出及び問い合わせ先

問い合わせ先：総務グループ管理担当（TEL：050-3160-6170(代)）

入林届提出先

（郵送）：〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿100-1

（FAX）：0790-62-4790

（メール）：kc\_hyogo@rinya.maff.go.jp

## 兵庫県内に所在する国有林野等のメッシュ番号一覧表

013	014	015	016	017	020	021	022	023	024	031
031	032	033	037	038	039	041	043	044	048	049
052	053	055	059	060	061	062	063	070	072	073
075	079	080	081	083	084	085	086	088	089	090
091	092	093	095	096	097	100	101	102	103	104
108	109	113	114	115	116	117	118	119	120	121
125	129	130	131	132	133	134	135	136	138	147
148	150	152	153	166	167	168	169	171	172	176
177	179	185	187	189	192	195	196	197	198	202
204	205	212	213	214	215	219	220	221	222	223
229	230	231	232	233	241	242	243	244	245	246
249	250	251	261	262	263	264	265	266	267	269
270	271	275	279	282	283	284	285	286	287	288
289	290	291	295	301	304	306	308	313	314	320
325	326	329	330	339	340	342	343	369	370	394
395	396	400	401	の各一部						



## 注意事項

1 鳥獣の捕獲等を実施するために入林する場合は、別紙1 安全のための遵守事項「鳥獣の捕獲を目的として入林される皆様へ」及び立入禁止区域図をよく確認し、十分理解していただいた上で、入林の際に携行していただく必要があります。

2 別紙1 安全のための遵守事項「鳥獣の捕獲を目的として入林される皆様へ」及び立入禁止区域図は、入林届提出先の森林管理署等で配布しております。また、管轄する森林管理局及び森林管理署等のホームページでも公開しておりますので、こちらから入手いただくことも可能です。別添「入林届提出先一覧表」をご確認下さい。

なお、配布の場合は、配布する森林管理署等が管轄する国有林野部分のみの立入禁止区域図となりますのでご注意ください。

立入禁止区域図は、年度始め（4月頃）及び猟期前（10月頃）に更新します。

また、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合がありますので、入林する際は、お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうかご確認ください。

3 団体が届け出る場合は、別紙1 安全のための遵守事項「鳥獣の捕獲を目的として入林される皆様へ」及び立入禁止区域図を、構成員に必ず伝達した上で申請して下さい。

また、別紙2の構成員名簿を提出して下さい。

4 実際に入林する日が決まった場合には、入林する日までに入林日と場所を、管轄する森林管理署等に電話、FAX、電子メールのいずれかの方法によりご連絡下さい。

5 入林される際は、安全のため、この用紙を点線で折り、接受印の押された面を上にして、車両の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示して下さい。

6 銃器を使用される方は、他の入林者への注意喚起として、別紙3の注意喚起看板を車体の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、車両ごとに掲示して下さい。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を目的として入林しようとする場合は、夜間銃猟作業計画を合わせて提出して下さい。なお、入林届を提出する際に府県知事の確認が得られていない場合は、確認が得られ次第提出して下さい。

以上のことを十分理解いただけましたら、入林届のチェックボックスにチェックをして、この入林届を別添の入林届提出先に3業務日以前の勤務時間内に提出して下さい。（\*2）

なお、直接持ち込みいただいた際に、勤務時間外又は留守の場合は、森林管理署等の郵便受に投函して下さい。また、郵送の場合は3業務日以前の勤務時間内に必着するよう提出して下さい。

8 電子メールによる提出の場合、押印を省略しての提出も可能です。

\*1 団体が申請する場合は、平日の日中に連絡が可能な構成員2名を記載して下さい。

\*2 「3業務日以前」とは、例えば、日曜日に入林しようとする場合、前の週の水曜日の勤務時間内までを指します。

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
③	②	①	—	入林予定日

提出期限



# 鳥獣の捕獲を目的として入林される皆様へ

国有林野で働く職員、国有林野で事業を行う事業者、

## 国有林野へ入林する者等を事故から守るための安全遵守事項

鳥獣の捕獲を目的として、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対に事故を起こさないようご注意ください。

### 記

- 1 立入禁止区域（作業予定区域及びその周辺区域等）については、入手した立入禁止区域図等により、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わないで下さい。  
立入禁止区域には、現地に「立入禁止」「発砲禁止」「銃猟禁止」等の標識を設置しています。また、立入禁止区域がある林道入口等には、「この先、作業中につき立入禁止」等の標識や横断幕などで表示しています。
- 2 「入林届」の写しを、車両ごとに車内の見やすいところに掲示して下さい。
- 3 銃器による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「注意喚起看板」を、車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。
- 4 他の森林管理署等の管内に入林する場合は、当該森林管理署等と同様の入林の手続をして下さい。
- 5 一般の方が入林している場合がありますので十分ご注意ください。
- 6 林道を通行する場合には、徐行運転をするなど、交通事故防止にご協力下さい。また、火気に注意し、山火事予防にご協力下さい。
- 7 入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、森林管理署等では責任を負いませんので十分ご留意願います。
- 8 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所、射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法（誘引して定点から射撃する方法等）により捕獲するようにして下さい。

# 事故防止のために！！

1. 使用前に銃を点検し、機能の健全なものを使用すること。
2. 使用する銃と獲物とに適合する実包や弾丸を選定すること。
3. 他人の銃を使用しないこと。
4. 酒気を帯びて銃を手にしらないこと。
5. 装てんしていない時でも、銃口を人畜、建物、車、船など危険の生じる恐れのある方向に向けないこと。
6. 発射の必要性の起こる直前までは実包をこめないこと。
7. 銃に安全装置をかけたといっても安心しないこと。
8. 水平撃ちは絶対しないこと。
9. 銃による事故が発生しています。銃猟にあたっては、必ず矢先の安全確認をしてください。また、住居が集合している地域（発射地点の周囲半径 200 メートル以内）、人、建物、自動車など弾丸が到達するおそれのある方向への銃猟も禁止されています。（法第 38 条）。
10. 発射の必要がなくなれば残弾を抜き取ること。
11. 発射する時など必要のある場合以外、みだりに引きがねに手を触れないこと。
12. 危険な銃の扱い方をしている人には誰であっても注意し、注意されたらすぐに改めること。
13. たき火やたばこの吸い殻で山火事を起こさないよう注意すること。
14. 林業等作業者に対する誤射等の事故防止のため、国有林野等において狩猟を行う場合は、兵庫森林管理署に入林届の提出が必要です。  
（詳しくは「**国有林からのお願い**」を参照してください。）
15. 狩猟の際には、オレンジ色等よく目立つ帽子とベストを着用すること。迷彩服等周りと区別しにくい服装は厳禁。
16. 猟犬による事故が発生しています。猟犬を放す際は、①安全確保できる人員の配置、②獲物を嗅ぎつけてから放すこと、③噛みつき癖のある猟犬は使用しないことを徹底してください。
17. 全ての飼い犬は【犬の登録】と【毎年の狂犬病ワクチン接種】が狂犬病予防法により義務づけられています。（照会先）市役所または町役場
18. わな猟も含め、地域住民や入山者等へは充分配慮を行ってください。
19. もし事故が起こった場合は、直ちに①警察、②市町・県農林（水産）振興事務所に連絡してください。

## ◎兵庫県で狩猟できる鳥獣の種類及び期間

種 類	期 間
<p>○鳥類(28種)</p> <p>カワウ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（亜種のコシジロヤマドリを除く）＊、キジ（亜種のコウライキジを含む）＊、コジュケイ、バン、ヤマシギ（別種のアマミヤマシギは含まれない）、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス</p> <p>○獣類(18種)</p> <p>タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種のアシマテンを除く）、イタチ（オスに限る）、チョウセンイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、イノシシ（雑種のイノブタを含む）、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ</p>	<p>11月15日から 翌年 2月15日まで</p> <p>ただし、 ニホンジカ及び イノシシに限り 翌年3月15日まで</p>

※メスキジ及びメスヤマドリについては平成29年9月15日から令和4年9月14日まで捕獲が禁止されています。

## お 知 ら せ

次の2点についてご協力ください。

- 1) 令和2年1月10日から24日までの間は「カモ類センサスの日」として全国一斉にガンカモ調査が実施されますので、カモの狩猟は行わないでください。
- 2) 生息数の少ないヨシガモ・ハシビロガモについては当面、捕獲を自粛してください。

## ◎狩猟鳥獣の捕獲数量の制限

狩猟鳥獣の種類	1日当たりの捕獲数の上限
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクロガモ	合計して5羽 (網を使用する場合にあっては、法第11条第2項に基づき環境大臣の定める狩猟鳥獣の捕獲等をする期間ごとに200羽)
エゾライチョウ	2羽
ヤマドリ及びキジ (亜種のコウライキジを含む)	合計して2羽
コジュケイ	5羽
バン	3羽
ヤマシギ及びタシギ	合計して5羽
キジバト	10羽
狩猟鳥獣の種類	その他の制限
ツキノワグマ	令和2年度はツキノワグマを狩猟することができません。

◎ 平成29年9月15日から令和4年9月14日までは全国一円においてメスキジ、メスヤマドリの捕獲が禁止されています。

◎弾丸の最大到達距離など

弾丸の種類	JISの呼び名 (mm)	通称	最大有効射程 (m)	最大到達距離 (m)
散弾 (鉛製)	————	スラッグ(12番)	100	700
	8.6	0 0 B	50	515
	4.5	B B	50	340
	4.0	1 号	50	315
	3.75	2 号	50	300
	3.5	3 号	50	290
	3.25	4 号	50	275
	3.0	5 号	45	265
	2.75	6 号	45	250
	2.5	7 号	40	240
2.41	7.5 号	40	235	
2.25	8 号	40	225	
2.0	9 号	40	210	
1.75	10 号	40	195	
ライフル弾	30 カービン (ホーク 300)		100	2,200
	一般の 30 口径級ライフル		300	3,200~4,000
空気銃弾	4.5mm ~ 5.5mm		30	310